

各種研修会等における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

第1版

2020年7月9日

特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク

目次

1. はじめに	1
2. 感染拡大予防のための基本的な考え方	1
(1) 研修等の開催の判断について	1
(2) 研修等の規模	1
(3) 研修等の開催にあたって	1
(4) 参加者等の研修等への参加制限について	2
3. リスク評価	2
4. 研修等実施時の感染防止策について	2
(1) 主催者等や参加者等が行う対策	3
(2) 研修等における対策	6

1. はじめに

本ガイドラインは、特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク（以下「JSVN」）が特定の場所に参加者が集まって行われる研修会や講演会（以下「研修等」）を開催する際の、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を整理したものである。

作成にあたっては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」）などを参考にした。

また、JSVNの正会員が研修等を主催する場合に、本ガイドラインを準用することも想定して作成した。

2. 感染拡大予防のための基本的な考え方

研修等の開催方式については、感染の状況および参加者の属性ならびに人数等を勘案し、対面型の他にオンライン研修も活用する。

なお、オンライン研修を開催するにあたって、複数人で話す場合、例えば目の見えない人、見えにくい人は、声の方向などを頼りにできず誰が話しているかがわかりにくいいため、発言時に名前を言う等のルールを事前に決めておくことが望ましい。

（1）研修等の開催の判断について

ア、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）では、原則として開催しない。

イ、特定都道府県の対象ではない都道府県で開催する場合は、適切な感染防止策を整える。リスクへの対応が整わない場合は中止または延期する。

- ・これらはいくまでも目安であり、研修等の形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意する。
- ・密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定される研修等に関しては、（2）に記載する上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討する。

（2）研修等の規模

研修等の規模の目安

- ・屋内：参加人数は100人以下、かつ収容定員の半分以下
（上限人数と収容率のどちらか小さい方とする）
- ・屋外：参加人数は200人以下、かつ人と人との間隔を十分に確保できること
（できるだけ2 m以上）

（3）研修等の開催にあたって

研修等の主催者および研修等の運営に従事する者（以下「主催者等」という。）は、研修等の規模や内容等の形態を十分に踏まえ、会場およびその周辺地域において、研修等で登壇する講師、研修等の受講者、介助者、手話通訳者、オブザーバー、メディア等（以下

「参加者等」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、最大限の対策を講じる。

特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組む。

(4) 参加者等の研修等への参加制限について

「4. (1) イ、参加者等(ア)健康状況の確認」に記載する状態に一つでも当てはまる参加者等については、研修等の参加を控えてもらい、主催者等は、集合以外で参加できる方法(オンライン研修)や、研修等の資料を後日提供するなどの代替措置がとれるよう努める。

3. リスク評価

主催者等は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、主催者等や参加者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、研修等によっては、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マイク、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定される研修等であるかなどを評価する。

③地域における感染状況のリスク評価

地域における感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. 研修等実施時の感染防止策について

以下において、この感染防止策は基本的な対策を示す。なお、この感染防止策は、すべて実施すれば十分であるというものではなく、またこの感染防止策のすべてを実施しなければならないものでもない。研修等の実施場所、実施形態等の特性や環境に応じて、必要な感染防止策は異なることに留意して検討のうえ、研修等の開催に必要な対応を行う。

(1) 主催者等や参加者等が行う対策

ア、主催者等

(ア) 健康状態の確認

主催者等は研修等の開催前に健康状態の確認と検温を行う。

以下の状態が判明した場合は、業務に従事させず、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。

- ・ 37.5度以上の発熱がある。
- ・ 平熱を1度超過している。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある。
- ・ 軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる。
- ・ 過去2週間以内に、政府から入国を制限されている国・地域等、もしくは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、または当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある。

(イ) 感染防止策の徹底

- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・ 従事者数は、会場の管理や研修の開催に必要な最低限の人数として密集を避ける。
- ・ 研修等で使用する機材や設備、備品等については実施前と実施後に消毒を行う。
- ・ 研修等の会場が密閉空間とならないよう、適時換気を行う。
- ・ 参加者が密集しないよう、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫する。
- ・ 参加者が密接な状況で受講することのないよう、机や椅子の配置を行う。

(ウ) 参加者等への注意喚起

- ・ 研修等を開催する施設内の設備や備品、資料などへの接触に伴う感染の可能性について対処し、かつ、参加者等に注意喚起を行う。
- ・ 注意喚起や大切な情報を伝える際に掲示のみにすると、目が見えない人、見えにくい人が認識することが困難になるため、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止策の徹底を促す。

(エ) 参加者等へのサポート

- ・ 近距離での接触を伴うサポートの要望があった場合で、サポートを行うことが望ましいと判断されたときは、原則として断らない。
- ・ サポート等を行う際には、極力担当を決め、決められた人が終日担当することが望ましい。

(オ) 研修等の途中で食事をする場合

- ・ 食事の最中以外はマスクを着用する。

- ・食事の最中はマスクを外しているため、極力会話を控える。
- ・食事の前後に手指を消毒液で消毒する。
- ・2 m以上の間隔を空けて横並びで座れるように机の配置を工夫する。
- ・参加者等同士の対面の相席は避ける。ただし、介助者が対面を希望する場合はこの限りではない。
- ・食事の前後に机や椅子等を消毒する。
- ・食事に用いる箸、皿、コップなどの食器類は共有しない。
- ・食べ残しなどのごみは、主催者等が回収せず、主催者等および参加者等が各自で持ち帰る。

(カ) 個人情報の収集と提供

- ・主催者等は参加者等の個人情報（氏名、緊急連絡先等）を収集する際は、利用目的を明示し、募集要項や書面、口頭などで同意を得たうえで行う。なお、収集する個人情報は研修等の開催に際して必要と認められるものに限定する。また、緊急連絡先の収集にあたり、電話での対応が難しい人（例えば耳が聞こえない人、聞こえにくい人）については、メールアドレス等、本人の希望する情報を取得する。
- ・収集した個人情報は個人情報保護に関する法律に基づき、適切に管理する。
- ・主催者等は新型コロナウイルス等感染症の感染拡大を予防するために、収集した参加者等の個人情報を、必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることを伝える。

(キ) 遵守事項等の掲載・掲示

- ・感染防止のために主催者等が実施すべき事項や参加者等が遵守すべき事項をリスト化し、ホームページ等での掲載や会場内の適切な場所へ掲示する。なお、掲示に気づくことが困難な人（例えば目が見えない人、見えにくい人）もいるため、口頭で伝える等、状況に合わせた案内方法で伝えるよう留意する。
- ・各事項が遵守されているかを定期的に確認する。
- ・参加者等の安全性を担保するため、遵守事項に従わない参加者については退場や不参加を求めることがあることを参加条件等で周知する。

(ク) 連絡体制の整備

- ・感染拡大予防対策に関して、また、感染の疑いのある者が発生した場合において、速やかな連携が図れるよう、施設の管理者や職員等、地域内の保健所との連絡体制を整える。

(ケ) 研修等の開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合

- ・感染が疑われる者を速やかに別室へ隔離する。
- ・主催者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・感染が疑われる者が滞在した部屋を換気する。
- ・主催者等は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

(コ) 参加者等の感染が判明した場合

- ・感染した者が受講したこと、または受講後に感染したことが判明した場合には、会場を閉鎖し、保健所の指導に従い消毒等を行う。
- ・参加者等が濃厚接触者であったことが判明した場合には、保健所等行政機関の求めに応じて主催者等から個別に連絡することがあることを、参加者等に周知する。
- ・行政機関と連携のうえ、個人情報に十分留意し、当該感染者の受講日時等をすみやかに公表するよう努める。
- ・感染者と接触した主催者等、参加者等の把握に努める。
- ・公表に際しては、個人情報の取り扱いに十分に留意する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように十分に留意する。

イ、参加者等

主催者等は、以下に示す参加者等が遵守すべき事項を整理し、ホームページや会場内等で周知するよう努める。

(ア) 健康状態の確認

研修等の受講前に健康状態の確認と検温を行う。

以下の状態に一つでも当てはまる場合は、講師は登壇を取りやめ、参加者には受講を控えてもらう。

- ・37.5度以上の発熱がある。
- ・平熱を1度超過している。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさがある。
- ・軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる。
- ・過去2週間以内に、政府から入国を制限されている国・地域等、もしくは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、または当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある。
- ・政府や自治体が定める社会・経済活動の制限や自粛要請が出ている地域からの参加。

(イ) 感染防止策の徹底

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止策を徹底する。
- ・ただし、耳の聞こえない人、聞こえにくい人が参加する場合は、講師、手話通訳者は口元、表情が見えるように、マスクではなくフェイスシールドを着用する等の工夫をすることが望ましい。
- ・手指の消毒等にあたり、アルコール過敏症の人など、消毒液を利用することが好ましくない人については、石鹸を用いた手洗いを入念に行うなど、柔軟に対応する。
- ・主催者等や他の参加者等との間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する（障害者の介助等を行う場合を除く）。

- ・感染防止のために主催者等が決めたその他の措置を遵守し、指示に従う。
- ・登壇、受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに報告する。
- ・研修等の受講に必要な筆記用具等については原則として参加者等が準備するものとし、やむを得ない場合を除き、参加者等同士での共用は控える。

(ウ) 研修等の途中で食事をする場合

- ・食事の最中以外はマスクを着用する。
- ・食事の最中はマスクを外しているため、極力会話を控える。
- ・食事の前後に手指を消毒液で消毒する。
- ・2 m以上の間隔を空けて横並びで座る。
- ・参加者等同士の対面の相席は避ける。ただし、介助者が対面を希望する場合はこの限りではない。
- ・食事の前後に机や椅子等を消毒する。
- ・食事に用いる箸、皿、コップなどの食器類は共有しない。
- ・食べ残しなどのごみは、参加者等が各自で持ち帰る。

(エ) ごみの持ち帰り

- ・研修中に生じたごみは参加者等が各自で持ち帰る。

(2) 研修等における対策

ア、研修等の案内、申し込み

- ・主催者等は研修等の参加に関する遵守事項を、研修案内に係るホームページ等に掲載するなどして周知する。
- ・参加者等が申し込みを行う際に、遵守事項について、および個人情報が必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることについて同意を得る。

イ、会場設営、準備等

- ・参加者等同士の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるように机や椅子を配置する。
- ・資料や配布物については、可能な限り座席に配布しておき、手渡しすることは避ける。
- ・会場入り口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・研修等での飲食物の提供は控えることが望ましい。
- ・会場内の机や椅子、その他の設備は研修等の実施前と実施後に拭き取り消毒を行う。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫する。
- ・複数の参加者等が触れると考えられる場所については、こまめに消毒する。
- ・貸出を行う備品等がある場合には、貸出を行った参加者等を特定できるようにする。

ウ、受付

- ・受付カウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。受付開始前、受付終了後は必ず行う。
- ・受付カウンターには手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。消毒液の設置においては、例えば車いす使用者の手の届かない場所に配置することがないように、使いやすい場所に設置する。
- ・参加者等の検温や健康状態の確認を行い、参加条件を満たさない場合は、不参加を求める。
- ・参加者等が最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて並べるよう、目印の設置等を行う（障害者の介助等を行う場合を除く）。この際、目が見えない人、見えにくい人にとっては、周囲の人たちとの距離が分からない場合もあるので、間隔を空けるよう依頼する際には、口頭で伝えるなど、状況に応じて適切に対応する。
- ・受付をする主催者等についてはマスクを着用する。
- ・参加者等が密な状態になるおそれがあるときは入場の制限を行う。

エ、移動・誘導等

- ・主催者等は密にならないよう、参加者等に最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて移動するよう周知する。ただし、介助者や誘導者が必要な場合についてはこの限りではない。
- ・エレベーターには密集状態とならないよう入場の制限を行う。

オ、研修等実施中

- ・会場内の机や椅子、その他の設備については定期的な消毒を行う。
- ・研修等で複数の参加者等が触れると考えられるマイク等の設備、備品については、使用者が変わる度にこまめに消毒するなどの対策を行う。
- ・主催者等、参加者等はマスクを着用する。ただし、情報保障のために手話通訳者を配置する場合は、オンラインを利用した遠隔による手話通訳も検討し、また現地で手話通訳を行う場合は、口元、表情が見えるよう、フェイスシールドを着用する等の工夫をすることが望ましい。

また、耳が聞こえない人、聞こえにくい人が、マスクを着用した人に話しかけられたとき、気づかない場合があるので、発言の際は手を上げる等のルールを事前に決めておくことが望ましい。

- ・換気を励行する。2ヶ所以上を開けて空気の流れを作ることが望ましい。
- ・アイスブレイクやグループワーク等では身体的接触を伴うものについては原則として実施しないものとし、移動や参加者同士の会話が伴うものについての実施にあたっては3つの密に留意し、適切な感染防止策を講じる。
- ・会場内での飲食は控えることが望ましい。ただし、熱中症対策等についてはこの限りではない。

カ、休憩中

- ・参加者等が密になることを避け、密になることが想定される場合は、休憩時間をずらす

などの工夫を行うこと。

- ・対面での飲食や会話は避け、会話をする場合はマスクを着用することを周知する。
- ・会場内に手指消毒液等を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・休憩スペースがある場合には人と人の間隔を最低1m（できるだけ2mを目安に）空けるよう周知する。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所については、休憩の前後に消毒する。

キ、研修等終了後

- ・研修等終了後、密にならないよう、参加者に最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて移動するよう周知する。
- ・会場の出口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・集団での退出は避け、必要に応じて終了時間を工夫する。
- ・終了後の懇親会や参加者同士のミーティング等は原則として行わない。
- ・参加者等同士での、対面の飲食や近接した距離での会話は避け、速やかに退出するよう周知する。

ク、片付け

- ・ごみは、主催者等が回収せず、主催者等および参加者等が各自で持ち帰る。
- ・不特定多数が触れる場所は研修等終了後に消毒する。
- ・研修等で使用した備品、設備は終了後に消毒する。